品川区告示第５０３号

下記の者に対して、地方税法第１３条の２第１項の規定に基づく通知を交付しようとしたが、住所および居所が判明しないため、地方税法第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、当該書類は企画経営部税務課において保管し、申し出があればいつでも交付する。

記

氏　　名	石田　綾子

令和８年１１月９日

品川区長　森澤　恭子

00fa3001-e92f-4173-8a25-e10d0a09c664